



新たに「浄化槽」を設置された皆様へ



1 保守点検

浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理・消毒剤の補充といったことを行う必要があります。

(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります)

2 清掃

浄化槽に流入した汚水は、微生物の働きによって浄化されますが、この過程で必ず汚泥の固まりが生じます。

これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。

そこで行う汚泥の引き抜き、付属装置や機械類を掃除する作業を「清掃」といいます。

清掃は**年1回以上**(処理方式によっては半年に1回以上)の実施が義務づけられています。

3 法定検査

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを浄化槽指定検査機関が検査します。

「浄化槽法」の規程により、浄化槽管理者は新たに浄化槽を設置した時、そして、その後は**毎年1回**検査を受けなければなりません。

○保守点検業者○

現在、下記の保守点検業者と契約されています。



○清掃業者○

現在、下記の清掃業者と契約されています。

○法定検査の検査機関○

検査は長崎県知事の「指定検査機関」である、
一般財団法人長崎県浄化槽協会が検査を行います。

(一財) 長崎県浄化槽協会

年 月 日
担当検査員

長崎本所
〒856-0844
大村市溝陸町863-10
☎ 0957-47-7757

佐世保支所
〒857-1165
佐世保市大和町890-1
☎ 0956-20-0400

